

交通事故現場等における「現場点検制度」の運用について  
(平成11年3月24日、交指発第124号等)

**【概要】**

本通達は、交通事故現場や取締現場などにおける警察官や関係者の受傷事故の絶無を図るため、現場点検の対象、現場点検の方法等を示し、是正すべき点を発見した場合に改善措置を講ずる等の事故防止方策について定めたものである。